

# 鳩山町地域公共交通 再編実施計画

令和元年8月一部改定

鳩 山 町

## 目 次

第1章	再編実施計画の策定について	1
1	再編実施計画策定の経緯及び目的	1
2	再編実施計画の区域	1
3	再編実施計画の計画期間	1
4	網形成計画における基本方針	2
5	再編実施計画の方針	3
第2章	再編実施に伴う施策及び事業内容等について	4
1	再編実施計画の施策体系	4
2	再編に伴う公共交通の運行路線	5
3	再編実施に伴う事業内容、実施主体、運行経費、 整備経費、事業効果	7
4	再編実施に伴う検討事業	23
5	再編実施に伴う事業スケジュール	26
資 料 編		
	鳩山町地域公共交通会議	28
	規約	
	委員	
	会議の開催状況	

# 第1章 再編実施計画の策定について

## 1 再編実施計画策定の経緯及び目的

国では、人口減少、少子高齢化など、公共交通を取り巻く状況が厳しさを増したことから、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を平成26年11月20日に施行し、地域公共交通のマスタープラン（基本計画）である「地域公共交通網形成計画」、その実施計画である「地域公共交通再編実施計画」の制度を創設しました。

このような状況の中、町では平成21年2月に鳩山町地域公共交通総合連携計画（計画期間：平成21年度から平成23年度）を策定し、デマンドタクシー及び町内循環バスの運行等に取り組んで、町内の移動手段の充実を図ってまいりました。

さらに、通勤や通学などの利便性を図るため、町外にアクセスする路線バスの充実を目指し、道路運送法に基づく「鳩山町地域公共交通会議」で平成28年3月に「鳩山町地域公共交通網形成計画（計画期間：平成28年度～平成32年度。以下「網形成計画」という。）」を策定しました。そして、その実施計画として、「鳩山町地域公共交通再編実施計画（計画期間：平成29年10月～平成33年9月。以下「再編実施計画」という。）」を平成31年3月に策定いたしました。

鉄道駅のない鳩山町にとって、町外への公共交通手段の確保は町の活性化を推進する上で重要な課題ですが、持続可能性への配慮も必要です。

そこで、同実施計画には、バス等の運行経費の財源として国の制度化された特別交付税措置を、バス停や待合所等の利用環境の整備の財源として県の補助金等を活用するなど経費負担を抑える内容が盛り込まれました。

この度、事業を実施するにあたり、補助金の獲得や関係機関との調整のためスケジュールを見直す必要が生じたので、計画の一部を改訂するとともに、具体化したものを時点更新いたします。

### ●鳩山町地域公共交通会議とは？

地域住民の生活に必要なバス等の交通確保や公共交通の利便性向上に向けて協議する会議で、道路運送法の規定に基づき設置されている法廷協議会です。委員は、町民、交通事業者、交通施設管理者、地方運輸局、関係する市町村などです。



## 2 再編実施計画の区域

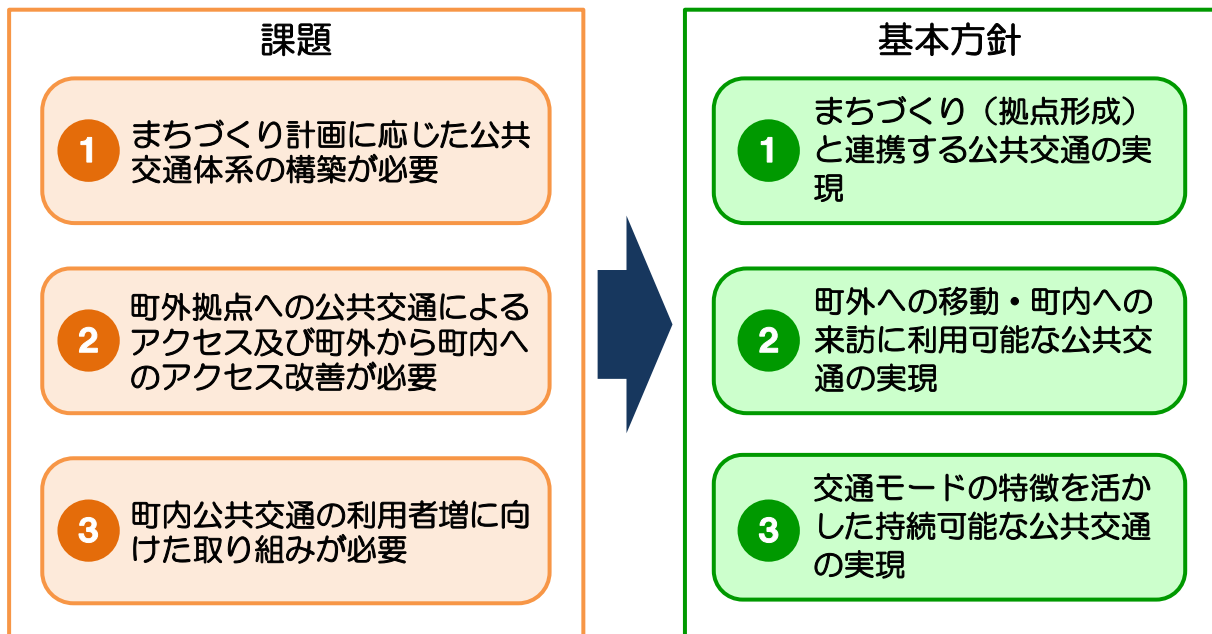
計画の区域は、鳩山町全域とします。ただし、町外の拠点（東松山市内高坂駅、坂戸市内坂戸駅、越生町内越生駅、毛呂山町内埼玉医科大学病院）へのアクセスに関しては町外も対象にします。

## 3 再編実施計画の計画期間

平成31年度（西暦2019年度）から平成32年度（西暦2020年度）までの2年間とします。

#### 4 網形成計画における基本方針

再編実施計画の基本計画となる網形成計画では、現況及び課題を把握し、地域公共交通網の課題解決に向け、以下を計画の基本方針（＝地域公共交通のあるべき姿）として位置付けています。



##### （1）まちづくり（拠点形成）と連携する公共交通の実現

まちづくり計画においては、地域活性化に向けた拠点間連絡、ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた公共交通体系の整備が必要とされています。北部地域及び市街化区域における拠点整備事業と連携することにより、町民にとって住みやすいまちづくりに向け、拠点間の連絡を強化する公共交通の実現を目指します。

##### （2）町外への移動・町内への来訪に利用可能な公共交通の実現

現在、北部地域から町外へは路線バスが運行しておらず、移動手段の確保が課題となっております。また、民間路線バスについては終バスの延長等も課題として残されています。一方で地域の活性化に向け、来訪者の交通手段確保も必要とされています。これらの課題解決に向け、町内から町外への移動、及び町外から町内への移動に利用可能な公共交通の実現を目指します。

##### （3）交通モードの特徴を活かした持続可能な公共交通の実現

本町における現在の公共交通は、民間路線バスが主に町内～町外駅間の需要を、町内循環バス及びデマンドタクシー（平日のみ）が町内移動の需要を担っています。「誰もが予定時刻にバス停に行けば利用できる定時定路線型のバス」と「予約することにより自宅から利用できるデマンドタクシー」には一長一短があることから、その特徴と町民及び来訪者の交通需要特性を踏まえ、利用者に選ばれる（利用してもらえる）公共交通（＝一定の利用者数を確保し、持続可能な公共交通）の実現を目指します。

## <計画目標と事業>

網形成計画では、以下の表のような目標及び事業を定めました。

計画目標		目標	事業
目標1：公共交通の「再構築」による まちの活性化			
1-1	町内公共交通利用者数の増加	町内公共交通の利用者数	路線再編の実施
1-2	乗り継ぎターミナルの設置	乗り継ぎターミナル設置箇所数	乗り継ぎターミナル整備
1-3	町営路線と民営路線の同一運賃体系の実現	新たな運賃体系の設定	運賃の弾力化
目標2：公共交通の「使いやすさ・わかりやすさの向上」による利用促進			
2-1	民間路線バスの運行時間拡大による利便性の向上	終バス延長	民間路線バスの終バス時刻延長（社会実験）
2-2	町外商業施設へのアクセス性向上	町外商業施設へのアクセス改善箇所数	ピオニウォーク線への乗り継ぎ利用促進
2-3	町内公共交通網のわかりやすさ向上	公共交通マップの作成・配布状況	はとやま交通マップの作成
2-4	バス運行情報のわかりやすさ向上	バス運行情報表示端末設置数	バスロケーションシステムの導入検討
目標3：公共交通利用の「きっかけづくり」（モビリティ・マネジメント）による利用者層の拡大			
3-1	公共交通の積極的な利用に向けた取り組みへの参加者増加	ノーマイカーデー参加者数	はとやまノーマイカーデーの実施
3-2	公共交通利用啓発に向けた制度の創設	制度創設数	はとやまエコ通勤認定制度等の創設
3-3	公共交通を維持するための利用促進PRと利用週間等の実現	「利用促進PRと利用週間」の実施数	バス利用週間の実施

## 5 再編実施計画の方針

再編実施計画の実施にあたっては、基本計画である網形成計画で定められた3つの基本方針及び事業計画に基づく再編を原則として実施します。

特に、効果的で実現可能性が高いものを優先的に実施します。また、関係する事業者等との調整や予算等の問題もあり、早期に実現が難しい事業については、検討事業と位置づけ、町民参加のワークショップやニーズ調査等を実施し、実現可能性や効果等を再検討します。

## 第2章 再編実施に伴う施策及び事業内容等について

### 1 再編実施計画の施策体系

この再編実施計画では、基本計画である網形成計画で定められた施策について、以下の表のとおり事業を実施します。なお、事業の実施にあたっては網形成計画で定めた事業内容とは一部実施方法の見直しを行っています。これは、網形成計画を策定した時点とは状況等（路線バス乗務員の人件費高騰及び人員不足、町民からの町内循環バス存続の要望など）が変わっているからです。

#### <再編実施計画による施策体系>

計画目標		事業	再編実施計画
目標1：公共交通の「再構築」によるまちの活性化			
1-1	町内公共交通利用者数の増加	路線再編の実施	<b>【再編事業】</b> (1)町営路線バスの運行 町営路線バス北部線の越生駅までの延伸の実施 (2)町内循環バスの見直し 町内循環バスの活用及び利用の少ない運行コース（停留所等）の見直しを実施
1-2	乗り継ぎターミナルの設置	乗り継ぎターミナル整備	<b>【再編事業】</b> (1)拠点となる乗り継ぎターミナルの整備 福祉健康・多世代交流複合施設及び大橋バスターミナルの整備並びにおしゃもじ待合所（今宿コミュニティセンター敷地内）の活用
1-3	町営路線と民営路線の同一運賃体系の実現	運賃の弾力化	<b>【再編事業】</b> (1) 町内循環バスの活用による利用料金（町内移動100円）の維持 町営路線バスの新設による運賃の弾力を検討したが、当面は町内循環バスで対応
目標2：公共交通の「使いやすさ・わかりやすさの向上」による利用促進			
2-1	民間路線バスの運行時間拡大による利便性の向上	民間路線バスの終バス時刻延長（社会実験）	<b>【検討事業】</b> (1) 民間路線バス（坂戸駅・大橋線）の終バス時刻延長（社会実験） 大橋バスターミナルの整備に伴い、坂戸駅・大橋線の増便を検討

2-2	町外へのアクセス性向上	デマンドタクシー及び町内循環バスの町外へのアクセス性の向上	【検討事業】 (1) デマンドタクシー及び町内循環バスの町外へのアクセス性の向上 町外への乗入運行実施に伴う利用希望や効果を調査
2-3	町内公共交通網のわかりやすさ向上	はとやま交通マップの作成	【再編事業】 (1) はとやま交通マップ作成 再編後のマップを作成
2-4	バス運行情報のわかりやすさ向上	バスロケーションシステムの導入検討	【検討事業】 (1) バスロケーションシステムの導入検討 導入コスト、メリット等を含め調査を実施
目標3：公共交通利用の「きっかけづくり」（モビリティ・マネジメント）による利用者層の拡大			
3-1	公共交通の積極的な利用に向けた取り組みへの参加者増加	はとやまノーマイカーデーの実施	【検討事業】 (1) モビリティ・マネジメント（3施策）の再検討 町民参加のワークショップやニーズ調査等を開催し、実施方法等を再検討 (2) まちづくり事業（泉井地区活性化事業及び上熊井地区活性化事業）との連携の検討 まちづくり事業として整備予定の活性化施設、直売所等の事業と連携して利用促進を検討
3-2	公共交通利用啓発に向けた制度の創設	はとやまエコ通勤認定制度等の創設	
3-3	公共交通を維持するための利用促進PRと利用週間等の実現	バス利用週間の実施	

## 2 再編に伴う公共交通の運行路線

再編前と再編後の運行路線図は次のとおりです。





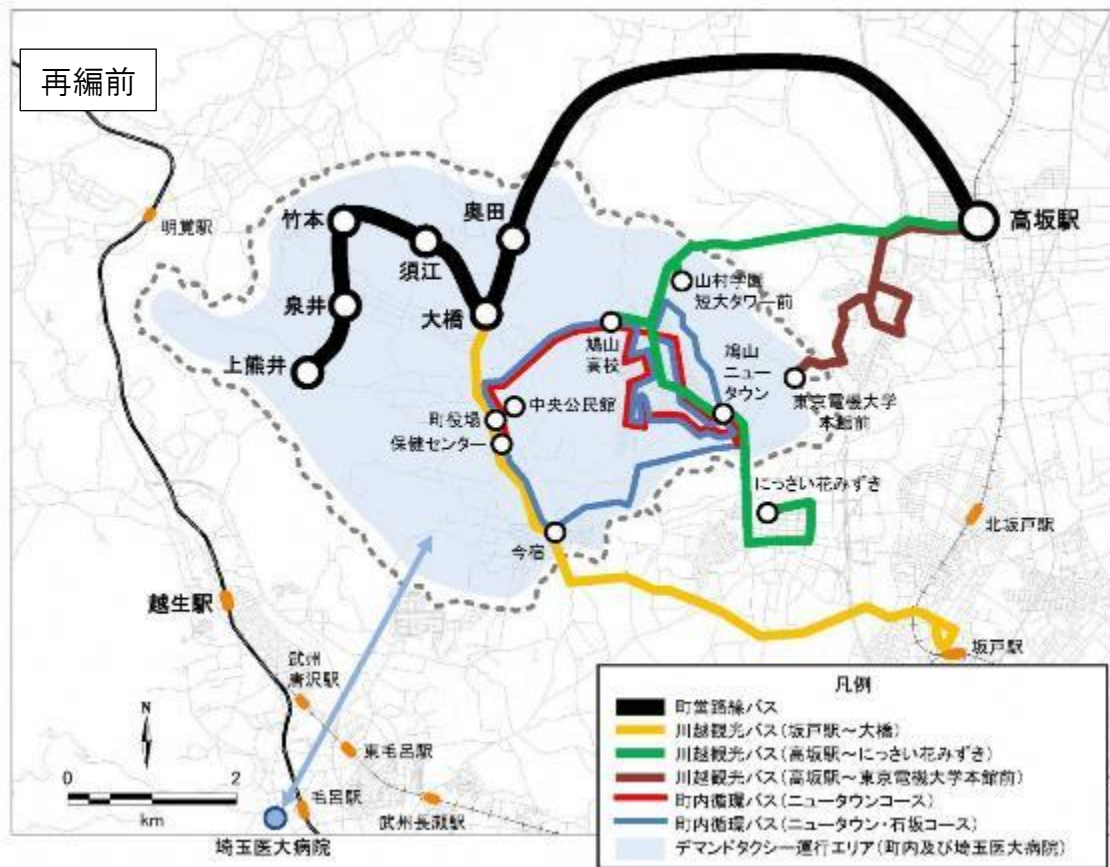


図 再編前後の全体像



### 3 再編実施に伴う事業内容、実施主体、運行経費、整備経費、事業効果

施策体系に位置づけた再編に伴う事業（再編事業）の内容は次の通りです。施策体系に基づき説明します。

#### 目標1-1 路線再編の実施（1）町営路線バス（北部線）の運行

項目	内容	
運営主体	鳩山町地域公共交通会議	
運行主体	川越観光自動車株式会社	
運行内容	<p>【現状】 実証運行期間：平成29年4月1日～ ※平成29年10月15日に東松山市内にバス停を追加し、ダイヤを改正</p> <p>【再編事業】 本格運行開始：令和2年1月から運行予定 ※越生駅東口の整備及び大橋バスターミナルの休憩施設整備完了後（令和元年12月頃）に越生駅東口へ延伸し、本格運行として運行開始予定。 ※大橋バスターミナルの休憩施設整備は令和元年7月に交付決定を受けた県の補助事業により実施する。 ※泉井地区活性化事業（活性化施設等）及び上熊井活性化事業（直売所等）などのまちづくり事業と一体となった交通体系の整備（停留所、駐輪所、運転手休憩所など）を実施する。</p>	
運行形態	<p>【現状】 実証運行開始後：一般乗合旅客自動車運送事業による運行（有償）</p> <p>【再編後】 現状と変更なし</p>	
運賃	<p>【現状】 実証運行開始後：川越観光自動車の運賃体系を基本に設定。</p> <p>【再編後】 消費税増税分を改定し、他路線と競合する区間の運賃を統一。</p>	
車両	<p>【現状】 中型バス車両4台</p> <p>【再編後】 現状と変更なし</p>	
	<b>実証運行（現状）</b>	<b>越生駅東口延伸後（再編後）</b>
運行区間	起点：高坂駅      終点：上熊井 距離：14.0km 所要時間：約33分	起点：高坂駅      終点：越生駅東口 距離：17.4km 所要時間：約41分
停留所	町内：11箇所 町外：6箇所	再編時の新設箇所は、越生駅東口、越生駅入口、山吹大橋北、県立越生高校前、上熊井の5か所とする。 （町内：11箇所、町外：10箇所） また、上熊井農産物直売所完成後に敷地内に設置するとともに、大谷停留所の設置を目指す。
運行ダイヤ	運行間隔：概ね1時間に1本 運行時間帯：6時台～21時台 運行便数：高坂駅発（下り）12便、 上熊井発（上り）13便	大橋及び上熊井に乗務員の休憩施設を整備し、実証運行中と同程度のサービスレベル（運行時間帯、運行便数）を確保。下り12便（越生駅行5、上熊井行7）、上り11便（越生駅発7、上熊井発4）とする。



**【消費税増税に伴う運賃改定】** ※ICカード対応の運賃収受機のため

令和元年9月までの運賃					
現金	IC	通勤 1ヶ月	通学 1ヶ月	通勤 3ヶ月	通学 3ヶ月
180	175	7,100	5,700	20,400	16,300
200	195	7,900	6,300	22,700	18,100
240	238	9,500	7,600	27,300	21,800
320	320	12,700	10,100	36,400	29,000
340	340	13,500	10,800	38,700	30,800
360	360	14,300	11,400	40,900	32,600
380	380	15,100	12,100	43,200	34,400
390	390	15,500	12,400	44,400	35,400
400	400	15,900	12,700	45,500	36,300
420	420	16,700	13,300	47,800	38,100



令和元年10月1日～の運賃					
現金	IC	通勤 1ヶ月	通学 1ヶ月	通勤 3ヶ月	通学 3ヶ月
180	178	7,100	5,700	20,400	16,300
200	199	7,900	6,300	22,700	18,100
250	242	9,900	7,900	28,400	22,600
330	326	13,100	10,500	37,500	29,900
350	347	13,900	11,100	39,800	31,700
370	367	14,700	11,700	42,100	33,600
390	388	15,500	12,400	44,400	35,400
400	398	15,900	12,700	45,500	36,300
410	409	16,300	13,000	46,600	37,200
430	430	17,100	13,600	48,900	39,000

## 再編（越生駅への延伸）後の鳩山町営路線バスの時刻表

### 高坂駅発

停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便
高坂駅西口	7:10	8:15	9:00	10:15	11:20	12:25	13:50	15:40	16:45	18:55	19:55	21:05
西本宿	7:11	8:16	9:01	10:16	11:21	12:26	13:51	15:41	16:46	18:56	19:56	21:06
悪戸	7:13	8:18	9:03	10:18	11:23	12:28	13:53	15:43	16:48	18:58	19:58	21:08
化石と自然の体験館	7:17	8:22	9:07	10:22	11:27	12:32	13:57	15:47	16:52	19:02	20:02	21:12
稲荷橋南	7:19	8:24	9:09	10:24	11:29	12:34	13:59	15:49	16:54	19:04	20:04	21:14
神戸神社前	7:21	8:26	9:11	10:26	11:31	12:36	14:01	15:51	16:56	19:06	20:06	21:16
良品計画鳩山センター入口	7:24	8:29	9:14	10:29	11:34	12:39	14:04	15:54	16:59	19:09	20:09	21:19
奥田公会堂	7:25	8:30	9:15	10:30	11:35	12:40	14:05	15:55	17:00	19:10	20:10	21:20
川子田	7:25	8:30	9:15	10:30	11:35	12:40	14:05	15:55	17:00	19:10	20:10	21:20
大橋	7:27	8:32	9:17	10:32	11:37	12:42	14:07	15:57	17:02	19:12	20:12	21:22
大橋板谷	7:28	8:33	9:18	10:33	11:38	12:43	14:08	15:58	17:03	19:13	20:13	21:23
亀井農村センター	7:29	8:34	9:19	10:34	11:39	12:44	14:09	15:59	17:04	19:14	20:14	21:24
須江	7:29	8:34	9:19	10:34	11:39	12:44	14:09	15:59	17:04	19:14	20:14	21:24
竹本	7:31	8:36	9:21	10:36	11:41	12:46	14:11	16:01	17:06	19:16	20:16	21:26
泉井地区集落センター	7:32	8:37	9:22	10:37	11:42	12:47	14:12	16:02	17:07	19:17	20:17	21:27
泉井	7:33	8:38	9:23	10:38	11:43	12:48	14:13	16:03	17:08	19:18	20:18	21:28
上熊井	7:36	8:41	止	止	止	12:51	14:16	止	止	19:21	止	止
県立越生高校前	7:41	8:46				12:56	14:21			19:26		
山吹大橋北	7:43	8:48				12:58	14:23			19:28		
越生駅入口	7:45	8:50				13:00	14:25			19:30		
越生駅東口	着	着				着	着			着		

越生駅発・上熊井発

停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便
越生駅東口			8:05	9:15		13:25	14:45		17:55	18:50	19:48
越生駅入口			8:06	9:16		13:26	14:46		17:56	18:51	19:49
山吹大橋北			8:08	9:18		13:28	14:48		17:58	18:53	19:51
県立越生高校前			8:10	9:20		13:30	14:50		18:00	18:55	19:53
上熊井	6:25	7:35	8:15	9:25	10:42	13:35	14:55	16:05	18:05	19:00	19:58
泉井	6:28	7:38	8:18	9:28	10:45	13:38	14:58	16:08	18:08	19:03	20:01
泉井地区集落センター	6:29	7:39	8:19	9:29	10:46	13:39	14:59	16:09	18:09	19:04	20:02
竹本	6:31	7:41	8:21	9:31	10:48	13:41	15:01	16:11	18:11	19:06	20:04
須江	6:32	7:42	8:22	9:32	10:49	13:42	15:02	16:12	18:12	19:07	20:05
亀井農村センター	6:32	7:42	8:22	9:32	10:49	13:42	15:02	16:12	18:12	19:07	20:05
大橋板谷	6:33	7:43	8:23	9:33	10:50	13:43	15:03	16:13	18:13	19:08	20:06
大橋	6:35	7:45	8:25	9:35	10:52	13:45	15:05	16:15	18:15	19:10	20:08
川子田	6:36	7:46	8:26	9:36	10:53	13:46	15:06	16:16	18:16	19:11	20:09
奥田公会堂	6:37	7:47	8:27	9:37	10:54	13:47	15:07	16:17	18:17	19:12	20:10
良品計画鳩山センター入口	6:39	7:49	8:29	9:39	10:56	13:49	15:09	16:19	18:19	19:14	20:12
神戸神社前	6:42	7:52	8:32	9:42	10:59	13:52	15:12	16:22	18:22	19:17	20:15
稲荷橋南	6:44	7:54	8:34	9:44	11:01	13:54	15:14	16:24	18:24	19:19	20:17
化石と自然の体験館	6:46	7:56	8:36	9:46	11:03	13:56	15:16	16:26	18:26	19:21	20:19
悪戸	6:48	7:58	8:38	9:48	11:05	13:58	15:18	16:28	18:28	19:23	20:21
西本宿	6:50	8:00	8:40	9:50	11:07	14:00	15:20	16:30	18:30	19:25	20:23
高坂駅西口	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着	着

# 【再編後の運賃表（現金）】

町営路線バス(高坂駅～越生駅)運賃表(現金運賃)

区間	高坂駅	化石と自然の体験館	神戸神社前	良品計画 鳩山センター	奥田公会堂	川子田	大橋	大橋板谷	亀井農村センター入口	須江	竹本	泉井集落センター前	泉井	上熊井	県立越生高校前	山吹大橋北	越生駅入口	越生駅東口		
上段	3.3	2.4	2.2	0.4	0.8	0.2	0.6	0.3	0.3	0.8	0.9	0.5	0.9	2.3	0.8	0.4	0.2			
中断	100	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	110	110	110	110		
下段	200	130	180	250	330	370	370	200	180	180	180	200	200	200	200	200	200	200	200	
停留所間距離(単位:km)		0.6	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	3.0	3.2	3.4	3.6	3.8	4.0	4.2	4.4	
小児運賃(単位:円)(※)		130	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	230	230	230	230	230	
大人運賃(単位:円)		250	330	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370

(※)小児運賃について

【年齢区分】  
 大人=12歳以上(中学生以上)  
 小児=6歳以上~12歳未満(小学生以下)  
 幼児=1歳以上~6歳未満  
 乳児=1歳未満

【運賃の適用】  
 大人=大人運賃  
 小児=小児運賃  
 幼児=①「大人」または「小児」1人につき、同伴する幼児2人までは無賃  
 ⇒3人目から小児運賃、乳児は無賃  
 ②1人で乗車した場合は小児運賃  
 乳児=無賃



# 【再編後の運賃表 (IC)】

町営路線バス(高坂駅～越生駅)運賃表(IC運賃)

区間	高坂駅	化石体験センター	神戸神社前	良品計画 旭山センター	奥田公会堂	川子田	大橋	大橋板谷	亀井農村センター 入口	須江	竹本	泉井集落センター 前	泉井	上熊井	県立越生高校前	山吹大橋北	越生駅入口	越生駅東口
上段	3.3	100	2.4	2.2	0.4	0.8	0.2	0.6	0.3	0.3	0.8	0.9	0.5	0.9	2.3	0.8	0.4	0.2
中断	199	121	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	110	110	110	110
下段	5.7	121	178	242	326	347	367	388	398	398	398	409	409	430	504	525	525	525

(※) 小児運賃について  
 【年齢区分】  
 大人＝12歳以上(中学生以上)  
 小児＝6歳以上～12歳未満(小学生以下)  
 幼児＝1歳以上～6歳未満  
 乳児＝1歳未満  
 【運賃の適用】  
 大人＝大人運賃  
 小児＝小児運賃  
 幼児＝①「大人」または「小児」1人につき、同伴する幼児2人までは無賃  
 ⇒3人目から小児運賃、乳児は無賃  
 ②1人で乗車した場合は小児運賃  
 乳児＝無賃





## 目標1-1 路線再編の実施(2) 町内循環バスの見直し

項目	内容	
運営主体	鳩山町地域公共交通会議	
運行主体	川越観光自動車株式会社	
運行内容	<p>【現状】 町内循環バスは、通常の路線バスと同じようにご利用できます。「ニュータウンコース」と「ニュータウン・石坂コース」が町内を運行しています。運行日は、祝日と年末年始を除く毎日です。</p> <p>【再編後】 町内循環バスのルートの一部見直します。利用の少ないルートの縮小や停留所の廃止、新たに整備する福祉健康・多世代交流複合施設ターミナルへの乗り入れを行い、町内の公共施設等へのアクセスを向上します。 運行日に変更はありません。 運行開始は令和2年1月からの予定です。</p>	
運賃	<p>【現状】 100円 共通乗車券の利用を可能。</p> <p>【再編後】 料金の変更なし。共通乗車券の利用を可能。</p>	
車両	<p>【現状】 1台(28人乗り)で運行</p> <p>【再編後】 現在町内循環バスで用いている車両の使用を想定。</p>	
	現状	再編後
運行区間	<p>&lt;ニュータウンコース&gt; 起終点：保健センター 距離：12.4km 所要時間：約36分</p> <p>&lt;ニュータウン・石坂コース&gt; 起終点：保健センター 距離：15.6km 所要時間：約40分</p>	<p>&lt;ニュータウンコース&gt; 起終点：保健センター 距離：12.0km 所要時間：約35分 ※福祉健康・多世代交流複合施設止まり、又は福祉健康・多世代交流複合施設始発の便もあり。</p> <p>&lt;ニュータウン・石坂コース&gt; 起終点：保健センター 距離：15.2km 所要時間：約39分</p>
停留所	<p>ニュータウンコース：23⇒31箇所 ニュータウン・石坂コース：35⇒36箇所</p>	<p>ニュータウンコース：22⇒31箇所 ニュータウン・石坂コース：35⇒34箇所</p>
運行ダイヤ	<p>時間帯：8時台～16時台 便数：各コース5便</p>	<p>時間帯：8時台～16時台 便数：ニュータウンコース5.7便 ニュータウン・石坂コース4便</p>
運行経費	<p>1,261万円(平成29年度決算。千円未満四捨五入) 内訳 運賃収入69万円、町負担金1,193万円(うち特別交付税986万円、町負担実質経費246万円)</p>	<p>現状の運行経費内で運行予定。</p>
再編に伴う事業効果	<p>新たな町営路線バスを新設しなくても、町内循環バスの運行を継続することにより、引き続き料金を100円のまま町内の移動ができる。 町内移動に町内循環バスを活用することで年間約180万円の経費が削減できる。</p>	

町内循環バス時刻表

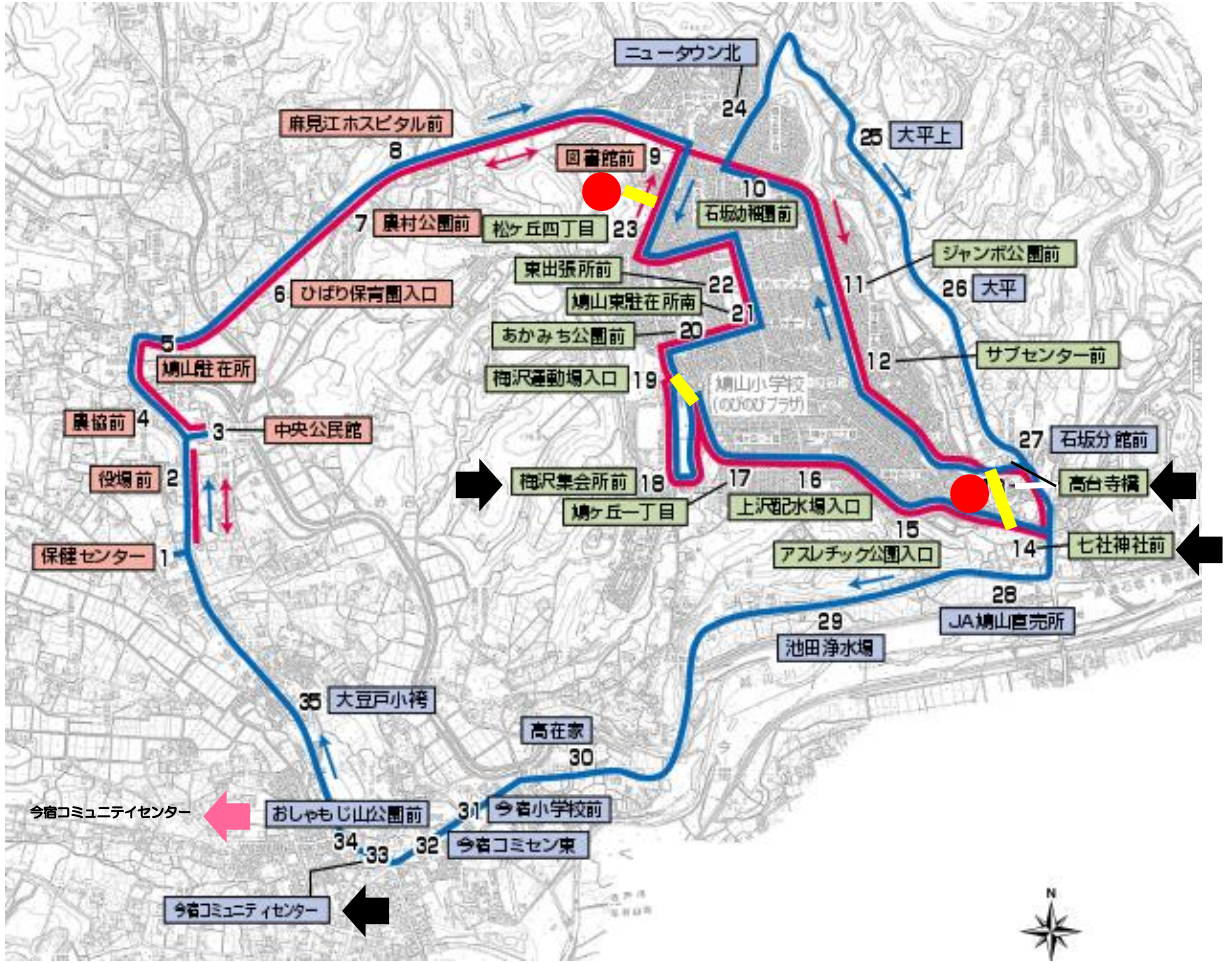
ニュータウンコース		1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
1	保健センター前	8:10	9:55	11:25	12:02		14:45	16:10
2	役場前	8:10	9:55	11:25	12:02		14:45	16:10
3	中央公民館	8:12	9:57	11:27	12:04		14:47	16:12
4	農協前	8:12	9:57	11:27	12:04		14:47	16:12
5	鳩山駐在所	8:13	9:58	11:28	12:05		14:48	16:13
6	ひばり保育園入口	8:14	9:59	11:29	12:06		14:49	16:14
7	農村公園前	8:14	9:59	11:29	12:06		14:49	16:14
8	麻見江ホスピタル前	8:15	10:00	11:30	12:07		14:50	16:15
9	図書館前	8:17	10:02	11:32	12:09		14:52	16:17
10	かえで通り北	8:18	10:03	11:33	12:10		14:53	16:18
11	ジャンボ公園前	8:19	10:04	11:34	12:11		14:54	16:19
12	サブセンター前	8:19	10:04	11:34	12:11		14:54	16:19
13	高台寺橋南	8:20	10:05	11:35	12:12		14:55	16:20
14	アスレチック公園入口	8:21	10:06	11:36	12:13		14:56	16:21
15	上沢配水場入口	8:22	10:07	11:37	12:14		14:57	16:22
16	鳩ヶ丘一丁目	8:23	10:08	11:38	12:15		14:58	16:23
17	梅沢運動場入口	8:24	10:09	11:39	12:16		14:59	16:24
18	あかみち公園前	8:25	10:10	11:40	12:17		15:00	16:25
19	鳩山東駐在所南	8:25	10:10	11:40	12:17		15:00	16:25
20	東出張所前	8:26	10:11	11:41	12:18		15:01	16:26
21	松ヶ丘四丁目	8:27	10:12	11:42	12:19		15:02	16:27
22	はーとんスクエア	8:29	10:14	11:44	止	13:25	15:04	止
23	図書館前	8:30	10:15	11:45		13:26	15:05	
24	麻見江ホスピタル前	8:32	10:17	11:47		13:28	15:07	
25	農村公園前	8:32	10:17	11:47		13:28	15:07	
26	ひばり保育園入口	8:33	10:18	11:48		13:29	15:08	
27	鳩山駐在所	8:34	10:19	11:49		13:30	15:09	
28	農協前	8:35	10:20	11:50		13:31	15:10	
29	中央公民館	8:36	10:21	11:51		13:32	15:11	
30	役場前	8:37	10:22	11:52		13:33	15:12	
31	保健センター前	着	着	着		着	着	

ニュータウン・石坂コース		1便	2便	3便	4便
1	保健センター前	9:00	10:35	13:50	15:25
2	役場前	9:00	10:35	13:50	15:25
3	中央公民館	9:02	10:37	13:52	15:27
4	農協前	9:02	10:37	13:52	15:27
5	鳩山駐在所	9:03	10:38	13:53	15:28
6	ひばり保育園入口	9:04	10:39	13:54	15:29
7	農村公園前	9:04	10:39	13:54	15:29
8	麻見江ホスピタル前	9:05	10:40	13:55	15:30
9	図書館前	9:07	10:42	13:57	15:32
10	はーとんスクエア	9:08	10:43	13:58	15:33
11	松ヶ丘四丁目	9:09	10:44	13:59	15:34
12	東出張所前	9:10	10:45	14:00	15:35
13	鳩山東駐在所南	9:11	10:46	14:01	15:36
14	あかみち公園前	9:11	10:46	14:01	15:36
15	梅沢運動場入口	9:13	10:48	14:03	15:38
16	鳩ヶ丘一丁目	9:14	10:49	14:04	15:39
17	上沢配水場入口	9:15	10:50	14:05	15:40
18	アスレチック公園入口	9:16	10:51	14:06	15:41
19	高台寺橋南	9:17	10:52	14:07	15:42
20	サブセンター前	9:18	10:53	14:08	15:43
21	ジャンボ公園前	9:18	10:53	14:08	15:43
22	かえで通り北	9:19	10:54	14:09	15:44
23	ニュータウン北	9:20	10:55	14:10	15:45
24	大平上	9:21	10:56	14:11	15:46
25	大平	9:23	10:58	14:13	15:48
26	石坂分館前	9:23	10:58	14:13	15:48
27	JA 鳩山直売所	9:26	11:01	14:16	15:51
28	池田浄水場	9:27	11:02	14:17	15:52
29	高在家	9:28	11:03	14:18	15:53
30	今宿小学校前	9:28	11:03	14:18	15:53
31	今宿コミセン東	9:29	11:04	14:19	15:54
32	今宿コミュニティセンター	9:31	11:06	14:21	15:56
33	大豆戸小袴	9:32	11:07	14:22	15:57
34	保健センター前	着	着	着	着





再編後



— …新ルート    
 ● …新設    
 ➡ …廃止（参考）    
 ➡ …名称変更

■新規設置停留所名一覧

区分	現在の停留所名	変更・新設する停留所名	説明
新設-①	—	はーとんスクエア	
新設-②	高台寺橋	高台寺橋南	近隣地からの移設

■廃止停留所名一覧（参考）

現在の停留所名	説明
高台寺橋(再掲)	ルート変更に伴う廃止
七社神社前	
梅沢集会所前	
今宿コミュニティセンター	

※「おしゃもじ山公園前」を「今宿コミュニティセンター」に改称



目標1-2 (1) 拠点となる乗り継ぎターミナル整備

①福祉健康・多世代交流複合施設ターミナル整備

項目	内容
事業主体	鳩山町
現 在	完成済み
完 成	平成29年7月（運転乗務員の休憩施設は平成31年3月）
乗入開始予定	令和2年1月
整備内容	バスロータリー整備、運転乗務員の休憩施設整備
整備費用	地域包括ケアセンター整備及び多世代活動交流センターの耐震補強及び改修工事の経費の中で一体的に整備。
再編に伴う事業効果	<p>福祉健康・多世代交流複合施設エリアには地域包括ケアセンター、多世代活動交流センターなど、福祉や教育関係等の施設が集まったエリアです。ここを町内循環バスの拠点となるバスターミナルとして整備し、町内の方が利用しやすいようにします。</p> <p>また、料金は100円で町内の公共施設等にアクセスできます。</p>
参考イメージ	

## ②大橋バスターミナル整備

項目	内容
事業主体	鳩山町、川越観光自動車株式会社
現 在	転回場として利用
完成予定	令和元年12月
乗入開始予定	令和2年 1月
整備内容	バス利用者の待合所及び運転手の休憩施設を整備
整備費用	700万円（見込）
内 容	<p>【現状】 現状では、民間路線バス坂戸駅・大橋線のバスの転回所として使用されています。</p> <p>【再編後】 バス利用者の待合所及び運転手の休憩施設を整備し、大橋バスターミナルとします。</p>
現 況	  
再編に伴う事業効果	<p>民間路線バス坂戸駅・大橋線と町営路線バス北部線の乗り継ぎが便利になります。</p> <p>バス運転手の休憩施設を整備し、今まで運転手の休憩のため回送していた便を見直し、運行便数を増便できるように検討します。</p>

### ③おしゃもじ待合所（今宿コミュニティセンター敷地内）の活用

項目	内容
事業主体	鳩山町
現 在	町内循環バス及びデマンドタクシーの待合所
完 成	既存施設
乗入開始予定	平成31年10月
整備内容	既存施設を活用予定
整備費用	既存の施設の活用のため整備費用無し。
現 況	
再編に伴う 事業効果	町内循環バスを廃止せず、ターミナルのひとつとして活用することで、経費削減を図ることができる。

### 目標2-3（1）はとやま交通マップ作成

項 目	内 容
事業主体	鳩山町、運行事業者
実施予定	令和元年12月頃
内 容	<p>【現状】 網形成計画に基づき、現在の町の公共交通である「はとやま公共交通マップ」を作成し、平成29年4月と平成30年3月に町民に配布しています。</p> <p>作成費用 ポケット利用案内 8,000部 公共交通マップ 8,000部 2種類で総額 343,000円</p> <p>【再編後】 新たに構築される町内の公共交通網を町民に周知するため、運行事業者、交通モード（鉄道、路線バス、デマンドタクシー、一般タクシー）に関わらず町内公共交通に関する全ての情報を網羅した公共交通マップやパンフレットを作成し、配布します。 前回作成時と同程度の予算を予定。</p>

再編に伴う  
事業効果

交通マップの作成により、公共交通の利用促進が図れる。





#### 4 再編実施に伴う検討事業

施策体系に位置づけた再編に伴う検討事業の内容は以下の通りです。施策体系に基づき説明します。

##### 目標2-1 (1) 民間路線バス（坂戸駅・大橋線）の終バス時刻延長（社会実験）

項目	内容
事業主体	鳩山町、運行事業者
検討内容	<p>網形成計画では、民間路線バス坂戸駅・大橋線の坂戸駅発最終便（21:56）を鉄道の到着時間に合わせ約30分延長する社会実験（1年間）を実施し、その実施結果を踏まえ、需要・採算性等を評価し、本格実施の可否を決定することとしていました。</p> <p>これについても、バス運行経費（バス乗務員の人件費）の高騰から実現には一層のコスト増となること、さらに乗務員不足により運行体制の懸念も生じています。このため終バス時刻延長（社会実験）については、今後とも継続して検討をしていきます。</p> <p>なお、終バス延長は難しい状況ですが、大橋バスターミナルの整備に伴い、坂戸駅・大橋線の朝夕の通勤・通学時間帯の増便も含めて、バス事業者等と改善できるように検討します。</p>


##### 目標2-2 (1) デマンドタクシー及び町内循環バスの町外へのアクセス性の向上

項目	内容
事業主体	鳩山町、運行事業者
検討内容	<p>網形成計画では、町外商業施設へのアクセス性向上に向けて、鳩山町方面の路線バス利用者が高坂駅でバスに乗り継いでピオニウォーク線を利用する場合には、「高坂駅～ピオニウォーク間 往復100円」の利用券を導入する予定でした。</p> <p>町営路線バスの起終点が高坂駅東口から高坂駅西口となり、町営路線バスからピオニウォーク行きのバスに乗車するには、西口から東口まで高架の自由通路によって横断する必要があり、現在では乗り継ぎニーズが当初計画時とは異なっていると考えられるため、利用券導入の取組は当面見送ることとしました。</p> <p>それとは別に、町外へのアクセスに関してはワークショップ等において、デマンドタクシーや町内循環バスを利用して、町外（主に坂戸市入西地区）へのアクセス性向上を求める意見が出されているため、利用希望や効果の調査などを行うこととします。</p>

##### 目標2-4 (1) バスロケーションシステムの導入検討

項目	内容
事業主体	鳩山町、運行事業者
検討内容	<p>網形成計画では、町内拠点施設のバス運行情報表示端末や個人所有のスマートフォン等で、バス利用者が簡単にバスの運行情報を知ることができる環境を整備するため、埼玉県が官民連携で進めている「バス情報オープンデータ化」の動向を踏まえ、町内路線へのバスロケーションシステムの導入について運行事業者と検討することを位置づけています。</p> <p>県や民間事業者の整備の動向や、現在個人所有のスマートフォン等の機能が進んできていますので、その動向を踏まえて経費のかからない方法を研究します。</p>

目標3-1 (1) モビリティ・マネジメント (3 施策) の再検討

項目	内容
事業主体	鳩山町、運行事業者、住民
検討内容	<p>モビリティ・マネジメント (3 施策) について</p> <p>網形成計画では、公共交通利用の「きっかけづくり」(モビリティ・マネジメント) を以下のとおり位置づけています。</p> <p>目的は、各種利用促進企画の実施を通じて、公共交通の運行状況や利用方法等を周知し、公共交通利用の「はじめの一歩(きっかけ)」をつくり、公共交通利用者層の拡大を図ります。</p> <p>① ノーマイカーデーの実施 毎月1日(第3金曜日等)を「はとやまノーマイカーデー」に設定し、参加者(事前登録制)にマイカー以外での移動を促し、自動車排気ガスの排出量削減を図ること。 ⇒試験的に、平成28年度に町職員を対象とした、「モビリティ・ウィーク(スマート・ムーブ)の実験」(普段使用している自家用自動車での移動を控え、通勤時に複数人の乗り合わせによる移動や公共交通機関等への利用転換、徒歩や自転車の利用を促す週間)を実施しましたが、一時的な効果しかありませんでした。</p> <p>② はとやまエコ通勤認定制度等の創設 町内にある事業所や事業者を対象に、通勤における自動車排気ガス排出量削減を図り、優良な取組について認定する制度をつくること。 ⇒広報はとやま平成28年7月号での啓発活動のみで、特別な取り組みはできませんでした。</p> <p>③ バス利用週間の実施 公共交通機関を利用する度にポイントがたまり、町の特産品等と交換できる制度及び高齢者等が自動車運転免許を返納した場合に、一定の期間(1年程度)デマンドタクシーを半額で利用できる制度をつくること。 ⇒広報はとやま平成28年7月号に、公共交通の利用促進を図る特集を組みました。</p>  <p>これらの施策は、町や交通事業者だけではなく、住民の皆さんのご理解やご協力も必要になります。このため、町民参加のワークショップやニーズ調査等を実施し、必要性や実施方法等を再検討します。</p>






目標3-1(2) まちづくり事業（泉井地区活性化事業及び上熊井地区活性化事業）との連携の検討

項目	内容
事業主体	鳩山町、運行事業者、住民
検討内容	現在、泉井地区活性化事業及び上熊井地区活性化事業などのまちづくり事業を行っています。今後、整備予定の活性化施設、直売所等と連携してバス等の公共交通の利用促進の検討をします。 また、鳩山町北部地域活性化取組方針庁内調整会議を設置して、庁内の関係課等の事業等の調整を図ります。

## 5 再編実施に伴う事業スケジュール

再編実施計画に位置づけた事業は以下のとおりのスケジュールで実施する予定です。2年間で集中して実施する事業（再編事業）と2年間で実施の有無、効果、実施方法等を検討する事業（検討事業）にわかれています。

### <再編実施計画に位置づけた事業のスケジュール>

計画目標		事業	再編実施計画	スケジュール	
目標1：公共交通の「再構築」による まちの活性化				平成31年度	平成32年度
1-1	町内公共交通利用者数の増加	路線再編の実施	<b>【再編事業】</b> (1) 町営路線バスの運行 町営路線バス北部線の越生駅までの延伸の実施 (2) 町内循環バスの見直し 町内循環バスの運行コース（停留所等）の見直しを実施	 令和2年1月予定	
1-2	乗り継ぎターミナルの設置	乗り継ぎターミナル整備	<b>【再編事業】</b> (1) 拠点となる乗り継ぎターミナルの整備 福祉健康・多世代交流複合施設及び大橋バスターミナルの整備並びにおしよもじ待合所（今宿コミュニティセンター敷地内）の活用	 令和元年12月予定	
1-3	町営路線と民営路線の同一運賃体系の実現	運賃の弾力化	<b>【再編事業】</b> (1) 町内循環バスの活用による利用料金（町内移動100円）の維持 町営路線バスの新設による運賃の弾力を検討したが、当面は町内循環バスで対応	 平成31年10月予定	
目標2：公共交通の「使いやすさ・わかりやすさの向上」による利用促進					
2-1	民間路線バスの運行時間拡大による利便性の向上	民間路線バスの終バス時刻延長（社会実験）	<b>【検討事業】</b> (1) 民間路線バス（坂戸駅・大橋線）の終バス時刻延長（社会実験） 大橋バスターミナルの整備に伴い、坂戸駅・大橋線の増便を検討	 平成32年度中に検討結果をまとめる。	
2-2	町外へのアクセス性向上	デマンドタクシー及び町内循環バスの町外への乗入	<b>【検討事業】</b> (1) デマンドタクシー及び町内循環バスの町外へのアクセス性の向上 町外への乗入実施に伴う利用希望や効果を調査	 平成32年度中に検討結果をまとめる。	

2-3	町内公共交通網のわかりやすさ向上	はとやま交通マップの作成	【再編事業】 (1)はとやま交通マップ作成 再編後のマップを作成	→	令和元年12月予定
2-4	バス運行情報のわかりやすさ向上	バスロケーションシステムの導入検討	【検討事業】 (1)バスロケーションシステムの導入検討 導入コスト、メリット等を含め調査を実施	→	平成32年度中に検討結果をまとめる。
目標3：公共交通利用の「きっかけづくり」（モビリティ・マネジメント）による利用者層の拡大					
3-1	公共交通の積極的な利用に向けた取り組みへの参加者増加	はとやまノーマイカーデーの実施	【検討事業】 (1)モビリティ・マネジメント（3施策）の再検討 町民参加のワークショップやニーズ調査等を行い、実施方法等を再検討	→	平成32年度中に検討結果をまとめる。
3-2	公共交通利用啓発に向けた制度の創設	はとやまエコ通勤認定制度等の創設	(2)まちづくり事業（泉井地区活性化事業及び上熊井地区活性化事業）との連携の検討	→	平成32年度までの整備状況に合わせて随時実施する。
3-3	公共交通を維持するための利用促進PRと利用週間等の実現	バス利用週間の実施	まちづくり事業として整備予定の活性化施設、直売所等の事業と連携して利用促進を検討		

## 【資料編】

鳩山町地域公共交通会議

規約

委員

会議の開催状況

## 鳩山町地域公共交通会議規約

### (設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定に基づき地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

2 公共交通会議は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）第2条第1項第1号に規定する生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。以下「確保維持計画」という。）の作成及び同条第2号に規定する地域公共交通確保維持事業（以下「確保維持事業」という。）の実施に係る連絡調整を行う。

### (事務所)

第2条 公共交通会議の事務所は、鳩山町大豆戸184番地16鳩山町役場内に置く。

### (所掌事務)

第3条 公共交通会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 道路運送法に基づく旅客輸送の協議に関すること。
- (2) 確保維持計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (3) 確保維持事業の実施及びその実施に関する連絡調整に関すること。
- (4) 公共交通会議の運営に関すること。
- (5) 地域公共交通網形成計画の作成、変更及び計画の実施に関すること。
- (6) 地域公共交通再編実施計画の作成、変更及び地域公共交通再編事業の実施に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なこと。

### (組織)

第4条 公共交通会議は別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、その職にある期間とする。

### (会長)

第6条 会長は、鳩山町長をもって充てる。

2 会長は、公共交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長は、公共交通会議の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

### (副会長)

第7条 副会長は、委員の中から委員の互選により選任する。



(監査員)

第8条 監査員は、会議の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を会議において報告する。

(事務局)

第9条 公共交通会議は、公共交通会議の運営に関する事務を行うため、鳩山町政策財政課内に事務局を置く。

(公共交通会議の会議の運営等)

第10条 公共交通会議の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、議長となる。

2 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ議長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

3 会議の決議の方法は、会議出席委員の総意で決定することを原則とする。ただし、総意で決定することが困難な場合は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

5 会議で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

6 会議は公開で行うとともに、会議に関する情報は公表する。

(専決処分)

第11条 会長は、第3条第1項第2号から第6号までに規定する所掌事務実施に関し、軽微な変更をするとき、及び、急を要する場合等会議を招集して決定している暇がないと判断したときは専決処分ができる。ただし、専決処分後最初に開催した会議で報告し承認を求めるものとする。

(分科会の設置)

第12条 公共交通会議は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 会議の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 公共交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、公共交通会議の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用弁償)

第15条 委員等は、会議に出席したときは、予算の範囲内において費用弁償を受けることができる。

2 前項の費用弁償の額は、日額2,000円とする。

(公共交通会議の解散等)

第16条 公共交通会議が解散したときは、公共交通会議の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(規約の変更)

第17条 この規約を変更する場合は、公共交通会議の承認を得なければならない。

(委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(鳩山町地域公共交通協議会規約の廃止)

2 鳩山町地域公共交通協議会を解散し、鳩山町地域公共交通協議会規約は廃止する。

附 則

この規約は、平成 24 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

鳩山町長

鳩山町議会

関係市町

- ・東松山市
- ・越生町

川越観光自動車(株)

タクシー事業者

鳩山町社会福祉協議会

都道府県警察

- ・西入間警察署
- ・東松山警察署

地域公共交通の利用者

- ・鳩山町区長・自治会長会
- ・鳩山町老人クラブ連合会
- ・鳩山町 P T A 連絡協議会

鳩山町商工会

関東運輸局埼玉運輸支局長

埼玉県交通政策課

道路管理者

- ・埼玉県東松山県土整備事務所長
- ・埼玉県飯能県土整備事務所長

一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者の組織する団体

一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体

その他会長が特に必要と認めるもの

鳩山町地域公共交通会議委員名簿

(令和元年6月21日現在)

No.	氏名	道路運送法第9条第4項、施行規則第9条の3	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第3条	所属	役職	
1	小峰孝雄	第1項第1号 主宰者	第1項第1号 関係市町村	鳩山町長	会長	
2	日坂和久	第2項第2号 長が必要と認める者		鳩山町議会	監査	
3	大賀広史			東松山市 地域支援課長		
4	今井達雄			越生町 企画財政課 主幹		
5	島田広満					
6	長南克幸	第1項第2号 一般乗合旅客自動車運 送事業者	第1項第2号 関係する交通事業 者又は交通施設管 理者等	川越観光自動車(株)森林公園営業所 運輸部 顧問 (町内路線バス事業者)		
7	藤島弘士			(株)越生タクシー 代表取締役 (当該地区をエリアとするタク シー事業者) ※埼玉県タクシー協会西部支部 副支部長、越生毛呂山地区代表		
8	平井 淨			第2項第2号 長が必要と認める者	鳩山町社会福祉協議会 会長 (町内福祉有償運送事業者)	監査
9	山戸正則			第2項第1号	西入間警察署 交通課長	
10	木暮尚巳	都道府県警察	東松山警察署 交通課長			
11	高橋恵美子	第1項第3号 住民又は旅客	第1項第4号 協議会が必要と認 める者	鳩山町区長・自治会会長 会長		
12	西埜寿之			鳩山町老人クラブ連合会 副会長		
13	西幅裕子			鳩山町PTA連絡協議会 会長		
14	外川樹芳	第2項第2号 長が必要と認める者		鳩山町商工会 副会長	副会 長	
15	岡安和幸	第1項第4号 地方運輸局長	第1項第3号 地方運輸局	埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官		
16	根岸甚高	第2項第2号 長が必要と認める者	第2項 県	埼玉県企画財政部 交通政策課 交通企画・バス担当主査		
17	大高智之	第2項第1号 道路管理者	第1項第2号 関係する交通事業 者又は交通施設管 理者等	埼玉県東松山県土整備事務所長		
18	小宮山節男			埼玉県飯能県土整備事務所長		
19	鶴岡洋	第1項第2号 一般乗合旅客自動車運 送事業者の組織する団 体	第1項第2号 関係する交通事業 者又は交通施設管 理者等	(一社)埼玉県バス協会専務理事		
20	藤田貢			(一社)埼玉県乗用自動車協会 事務長		
21	森村正寿	第1項第5号 一般旅客自動車運送事 業者の事業用自動車の 運転者が組織する団体	第1項第2号 関係する交通事業 者又は交通施設管 理者等	川越観光自動車(株)労働組合 執行委員長		
22	高田幹男			(株)越生タクシー労働組合 組合長		

会議の開催状況

年度	回	開催日	議題	出席者数
27	11	3月25日	第1回はとやま交通ワークショップの結果について 委員からのご質問・ご意見について 鳩山町地域公共交通網形成計画の策定について	12人
28	12	6月17日	平成27年度収支決算について 平成28年度収支補正予算(案)について 鳩山町地域公共交通再編実施計画について 鳩山町地域公共交通網形成計画推進事業について 平成28年3月までの運行状況の報告について 地域内フィーダーシステムの確保維持計画について	14人
	13	11月7日	公共交通ネットワーク再構築検討部会の報告等について 鳩山町地域公共交通再編実施計画(案)について 平成28年7月までの運行状況の報告について	16人
	14	1月20日	平成28年度収支補正予算(案)について 鳩山町地域公共交通再編実施計画(案)について 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について 平成28年11月までの運行状況の報告について 町営路線バスの運行状況の報告について 町営路線バスの実証運行について	13人
	15	3月28日	平成28年度収支決算(見込)について 平成29年度収支当初予算(案)について 町営路線バス試験運行に係る各種調査の報告について 鳩山町地域公共交通再編実施計画(案)について 平成29年度以降の交通会議委員について	12人
29	16	7月7日	平成28年度収支決算について 平成29年度収支補正予算(案)について 町営路線バスの運行について 鳩山町地域公共交通再編実施計画について 運行状況の報告について	20人
	17	3月29日	地域公共交通確保維持改善事業の事業評価の報告について 平成29年度収支補正予算(案)について 平成30年度収支当初予算(案)について 運行状況の報告について	13人
30	18	9月26日	平成29年度収支決算について 平成30年度収支補正予算(案)について 鳩山町地域内フィーダーシステム確保維持計画について 鳩山町地域公共交通再編実施計画の再検討について 運行状況の報告について	17人
	19	11月21日	鳩山町地域公共交通再編実施計画(再検討案)について パブリックコメントの実施について はとやま交通ワークショップ等について	16人
	20	2月22日	はとやま交通ワークショップ及びパブリックコメントの実施結果について 鳩山町地域公共交通再編実施計画について 鳩山町地域内フィーダーシステム確保維持計画の事業評価について 平成31年度収支当初予算について	17人

令和 元	21	6月24日	平成30年度収支決算について 地域内フィーダー系統の確保維持計画について 令和元年度収支補正予算（案）について 運賃に係る消費税対応（令和元年10月～の運賃）について 鳩山高校生の利用について 再編実施計画で位置付けた取り組みの今年度の実施状況について	21人
	22	8月2日	町営路線バスについて 町内循環バスについて 鳩山町地域公共交通再編実施計画の改定について	18人